


避難所運営マニュアルR7新旧対照表(主な改定部分を掲載)

令和7年4月

該当頁	新	旧
p9	<p>(4)男女のニーズの違い・性的少数者(性的マイノリティ)への配慮</p> <p>被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮されるよう努めます。特に女性への暴力や性犯罪の防止の観点から、以下の点など、さまざまな配慮を検討しておくことが必要となります。また、性的少数者(性的マイノリティ)についても配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮。 <input type="checkbox"/> 仮設トイレなど避難所のレイアウトにあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保。 <input type="checkbox"/> 更衣スペースや洗濯物の干場は男女別に設けるとともに、見張りや施錠の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保。 <input type="checkbox"/> セクシャルハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備の実施。 <input type="checkbox"/> 女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫。 <input type="checkbox"/> 性的少数者(性的マイノリティ)への配慮として、誰もが利用できるトイレの設置や、更衣室や入浴施設について、一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫。 なお、避難所運営の意思決定に女性が関わることも重要です。 <input type="checkbox"/> 女性専用の相談窓口の設置。 	<p>(4)男女のニーズの違い・性的少数者(性的マイノリティ)への配慮</p> <p>被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮されるよう努めます。特に女性への暴力や性犯罪の防止の観点から、以下の点など、さまざまな配慮を検討しておくことが必要となります。また、性的少数者(性的マイノリティ)についても配慮します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮。 ② 仮設トイレなど避難所のレイアウトにあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保。 ③ 更衣スペースや洗濯物の干場は男女別に設け、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保。 ④ セクシャルハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備の実施。 ⑤ 女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫。 ⑥ 性的少数者(性的マイノリティ)への配慮として、誰もが利用できるトイレの設置や、更衣室や入浴施設について、一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫。 なお、避難所運営の意思決定に女性が関わることも重要です。 ⑦ 女性専用の相談窓口の設置。
p10	<p>(5)ペット同行避難者の受入れと適正なペットの飼養</p> <p>避難所では、ペットと同行避難してきた避難者を受け入れます。避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行います。飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力して管理を行います。避難したペットの取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペット(盲導犬、介助犬、聴導犬を除く)の連れ込みはせず、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることを基本とします。飼養専用スペースの設置にあたっては、動物が苦手であったりアレルギーを持つ他の避難者が居る可能性を考慮した場所に設置します。</p>	<p>(5)ペット同行避難者の受入れと適正なペットの飼養</p> <p>避難所では、ペットと同行避難してきた避難者を受け入れます。避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行います。飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力して管理を行います。避難したペットの取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペット(盲導犬、介助犬、聴導犬を除く)の連れ込みはせず、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることを基本とします。</p>
p11	<p>～省略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの場所や食事の配給場所へのルートと一緒にガイドしながら説明し、必要に応じて付き添いを行う ・盲導犬を伴っている場合、直接盲導犬を引いたり触ったりしない <p>～省略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達に取り残されないよう避難者全体への連絡は掲示板などの表示を活用し、必要に応じて見回り、声掛けを行う <p>～省略～</p> <p>以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「手話」付きの放送があれば優先的に放送する 	<p>～省略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの場所や食事の配給場所へのルートと一緒にガイドしながら説明する ・盲導犬を伴っている場合、直接盲導犬を引いたり触ったりしない <p>～省略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達に取り残されないよう避難者全体への連絡は掲示板などの表示を活用する。 <p>～省略～</p>
p13	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒、避暑対策(特に妊娠後期や乳児)として空調がない(使えない)場合は、毛布、段ボール、新聞紙、カイロ、うちわ、保冷剤などを活用する ・お腹が大きくなってきた妊婦には、洋式トイレの確保が必要、乳幼児の場合は保護者と一緒に入るため、障害者用トイレも有用 ・個室に近い環境が難しい場合には、安静にできる場所や横になって仮眠できる場所を確保する ・トイレや授乳など共用部分に行く回数が多いため、体育館など一般の居室では通路に出やすい場所を確保 ・物資の配給では「早い者勝ち」にならないよう、時間差で配給を行う、グループごとに取りに行くなどの対策が必要 ・調乳、消毒にお湯を使用できるような配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒、避暑対策(特に妊娠後期や乳児)として空調がない(使えない)場合は、毛布、段ボール、新聞紙、カイロ、うちわ、保冷剤などを活用する ・お腹が大きくなってきた妊婦には、洋式トイレの確保が必要、乳幼児の場合は保護者と一緒に入るため、障害者用トイレも有用 ・個室に近い環境が難しい場合には、安静にできる場所や横になって仮眠できる場所を確保する ・トイレや授乳など共用部分に行く回数が多いため、体育館など一般の居室では通路に出やすい場所を確保 ・物資の配給では「早い者勝ち」にならないよう、時間差で配給を行う、グループごとに取りに行くなどの対策が必要

該当頁	新	旧
p16	<p>(2)避難所運営委員会の構成</p> <p>①運営リーダー(自治会長など積極的にかかわっていただける方から選出) ②運営副リーダー(避難所周辺の自治会等から選出) ③施設管理者 数名(校長、教頭、所長等) ④避難所担当職員 原則6名程度(近隣在住職員など) ⑤その他避難所に関する団体の長など ※委員の選出にあたっては、特定の性別に偏らないよう配慮します。</p>	<p>(2)避難所運営委員会の構成</p> <p>①運営リーダー(自治会長など積極的にかかわっていただける方から選出) ②運営副リーダー(避難所周辺の自治会等から選出) ③施設管理者 数名(校長、教頭、所長等) ④避難所担当職員 原則6名程度(近隣在住職員など) ⑤その他避難所に関する団体の長など</p>
p20	<p>(2)避難所の運営(運営期)</p> <p>ア 運営の基本事項 ①避難所の運営は、原則、避難所運営委員会の運営リーダーを中心に各班が分担・協力して運営を行います。<u>役割分担は、特定の性別に偏らないように配置します。</u></p>	<p>(2)避難所の運営(運営期)</p> <p>ア 運営の基本事項 ①避難所の運営は、原則、避難所運営委員会の運営リーダーを中心に各班が分担・協力して運営を行います。</p>
p21	<p>イ 避難者の受入れ ①施設の安全確認後、開設準備が整い次第、避難者を施設内に誘導します。 ※直ちに避難者がいない場合であっても、避難者の出入りに注意し、避難してきたときにはすぐに対応できるようにすることで、避難者が開設していないと誤解しないようにします。</p> <p>～省略～</p> <p>※避難者カード等の様式は、最新の様式を使用してください。 ※性的少数者への配慮として、避難者カードの「性別」欄の記載は任意とします。 ※管理は厳重に行い、避難者カードの閲覧は原則職員のみとし、避難所運営委員会を含め不特定多数の目に触れないように管理します。</p>	<p>イ 避難者の受入れ ①施設の安全確認後、開設準備が整い次第、避難者を施設内に誘導します。</p> <p>～省略～</p> <p>※避難者カード等の様式は、最新の様式を使用してください。</p> <p>～以下空欄～</p>
p24	<p>避難所レイアウト</p> <p>□ 共同で利用する空間を確保します。 ①運営本部室、②受付、③掲示板及び掲示場所、④面会室、談話室、⑤公衆電話、⑥救護施設(保健室)、⑦調理場所(給食室、校庭)、⑧食堂、⑨更衣室、休養室、⑩洗濯場・物干し場、⑪仮設トイレ、⑫ごみ置き場、⑬シャワー、⑭駐車場、⑮ペット飼養場所</p> <p>※応急教育、学校再開に必要な施設を確保し、関係者以外は立入禁止とする。<u>(特に⑨、⑩、⑪、⑬などの生活スペース)</u></p>	<p>避難所レイアウト</p> <p>□ 共同で利用する空間を確保します。 ①運営本部室、②受付、③掲示板及び掲示場所、④面会室、談話室、⑤公衆電話、⑥救護施設(保健室)、⑦調理場所(給食室、校庭)、⑧食堂、⑨更衣室、休養室、⑩洗濯場・物干し場、⑪仮設トイレ、⑫ごみ置き場、⑬シャワー、⑭駐車場、⑮ペット飼養場所</p> <p>※応急教育、学校再開に必要な施設を確保し、関係者以外は立入禁止とする。</p>
p25	<p>居住スペース</p> <p>・避難スペースの目安は、避難者一人あたりの面積が<u>3.5㎡</u>で、世帯同士の区画の境界は敷物等で区別します。</p>	<p>居住スペース</p> <p>・避難スペースの目安は、避難者一人あたりの面積が2㎡で、世帯同士の区画の境界は敷物等で区別します。</p>

該当頁	新	旧																																																																						
p26	<p>安心・安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所関係者全員にいかなる暴力・犯罪行為も許さないこと、気づいたら報告するよう喚起し、暴力・犯罪行為を許さない環境づくりに取り組みます。 被害を受けた場合の相談窓口を設置し、掲示板などで周知すると共に、<u>避難者に困りごとはないか声掛けを行うようにします。</u> 暴力・犯罪行為の被害を受けやすい、女性や子どもの意見を取り入れ、<u>避難所内全体の巡回警備や、状況により防犯ブザーの配給など、暴力・犯罪対策を進めます。特に女性専用スペースや、避難所内で死角になりやすいスペースは注意します。</u> <p>ボランティアの受入れ・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアを円滑に活用するためには、事前に避難者及び在宅避難者または避難所運営の中で支援が必要な項目を、把握しておくことが重要です。 ボランティアが派遣されて来たら、ボランティアの配置(食糧班・物資班・環境班など)・役割分担等について話し合います。<u>女性のボランティアの配置については、安全確保のため配置場所に配慮を行います。</u> <u>ボランティアの避難所での立入り可能エリアを明確にし、トラブルの未然防止に努めます。</u> 	<p>安心・安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所関係者全員にいかなる暴力・犯罪行為も許さないこと、気づいたら報告するよう喚起し、暴力・犯罪行為を許さない環境づくりに取り組みます。 被害を受けた場合の相談窓口を設置し、掲示板などで周知します。 暴力・犯罪行為の被害を受けやすい、女性や子どもの意見を取り入れ、巡回警備や、状況により防犯ブザーの配給など、暴力・犯罪対策を進めます。 <p>ボランティアの受入れ・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアを円滑に活用するためには、事前に避難者及び在宅避難者または避難所運営の中で支援が必要な項目を、把握しておくことが重要です。 ボランティアが派遣されて来たら、ボランティアの配置(食糧班・物資班・環境班など)・役割分担等について話し合います。 																																																																						
p27	<p>(注2)簡単なコミュニケーションをイラストで表現したカード避難者用テレビが設置された場合、字幕機能を使用します。<u>また、「手話」付きの放送があれば優先的に放送します。</u></p>	<p>(注2)簡単なコミュニケーションをイラストで表現したカード避難者用テレビが設置された場合、字幕機能を使用します。</p>																																																																						
p28	<p>救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> けが、急病等の傷病者に対する応急的な処置 医療機関への搬送補助 医療補助、介護活動 高齢者、障害者等の要配慮者、外国人に対する支援 避難施設内の子どもの保育活動及び支援に関すること <u>避難者の医師・保健師への健康相談等に関すること</u> 	<p>救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> けが、急病等の傷病者に対する応急的な処置 医療機関への搬送補助 医療補助、介護活動 高齢者、障害者等の要配慮者、外国人に対する支援 避難施設内の子どもの保育活動及び支援に関すること 																																																																						
p32	<p>生活用水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>飲料用・調理用</th> <th>手洗い・洗面・歯磨き</th> <th>風呂・洗濯</th> <th>トイレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペットボトル飲料水</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>災害用貯水タンクの水</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>給水車の水</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>浄排水場施設の水・非常用災害井戸</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>ろ過水</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プール、河川水</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>		飲料用・調理用	手洗い・洗面・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ	ペットボトル飲料水	◎	○	△	△	災害用貯水タンクの水	◎	○	△	△	給水車の水	◎	○	△	△	浄排水場施設の水・非常用災害井戸	◎	○	△	△	ろ過水	△	△	○	○	プール、河川水	×	×	×	◎	<p>生活用水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>飲料用・調理用</th> <th>手洗い・洗面・歯磨き</th> <th>風呂・洗濯</th> <th>トイレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペットボトル飲料水</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>災害用貯水タンクの水</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>給水車の水</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>浄排水場施設の水・非常用災害井戸</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>ろ過水</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プール、河川水</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>		飲料用・調理用	手洗い・洗面・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ	ペットボトル飲料水	◎	○	△	△	災害用貯水タンクの水	◎	○	△	△	給水車の水	◎	○	△	△	浄排水場施設の水・非常用災害井戸	◎	○	△	△	ろ過水	△	△	○	○	プール、河川水	×	×	×	◎
	飲料用・調理用	手洗い・洗面・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ																																																																				
ペットボトル飲料水	◎	○	△	△																																																																				
災害用貯水タンクの水	◎	○	△	△																																																																				
給水車の水	◎	○	△	△																																																																				
浄排水場施設の水・非常用災害井戸	◎	○	△	△																																																																				
ろ過水	△	△	○	○																																																																				
プール、河川水	×	×	×	◎																																																																				
	飲料用・調理用	手洗い・洗面・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ																																																																				
ペットボトル飲料水	◎	○	△	△																																																																				
災害用貯水タンクの水	◎	○	△	△																																																																				
給水車の水	◎	○	△	△																																																																				
浄排水場施設の水・非常用災害井戸	◎	○	△	△																																																																				
ろ過水	△	△	○	○																																																																				
プール、河川水	×	×	×	◎																																																																				
p33	<p>トイレ</p> <p>～省略～ 以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>各種トイレ(特に貯留型)には使用後のおむつなどを捨てないようサニタリーボックスの配置や注意書きを行います。</u> <u>トイレの設置は女性用、男性用の割合が3:1になるように配慮します。</u> 	<p>トイレ</p> <p>～省略～ 以下空欄</p>																																																																						

該当頁	新	旧																																
P35	<p>□ 避難者の受付、避難者台帳の作成 防災倉庫内の「避難者カード」により、避難者の受付を行います。 また、「避難者カード」に基づき、避難者台帳を作成します。</p> <p>※避難者台帳の作成に併せ、避難所運営委員会において情報共有するための避難者名簿(氏名、性別、配慮の有無、個人情報提供の承諾の有無)を作成し、避難者の管理に活用します。 ※提出された避難者カードは、個人情報の漏洩防止のため厳重に管理します。</p>	<p>□ 避難者の受付、避難者台帳の作成 防災倉庫内の「避難者カード」により、避難者の受付を行います。 また、「避難者カード」に基づき、避難者台帳を作成します。 以下空欄</p>																																
p50	<p>以下を追加</p> <p>土砂災害の危険がある場合には、区の総務課から避難所開設の準備の連絡が入りますので、避難所担当職員は開設の準備を行います。その後、高齢者等避難等を発令する段階で、避難所を開設することとなります。</p> <p>※土砂災害警戒区域の避難者用に開設する避難所以外にも自主的に避難をしたい旨の連絡が区総務課に入った場合には、避難所を開設することがあります。</p>  <p>土砂災害警戒区域(図・黄色部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面の傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合には50mが上限)以内の区域 <p>◎開設対象となる地域と避難所 開設対象となる地域と避難所は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="159 1411 494 1993"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>区域名</th> <th>対象避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西区</td> <td>指扇領辻3</td> <td rowspan="2">西区役所</td> </tr> <tr> <td>峰岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">見沼区</td> <td>大和田町1丁目</td> <td rowspan="2">大砂土中学校</td> </tr> <tr> <td>大和田町2丁目</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">見沼区</td> <td>御蔵台</td> <td rowspan="4">海老沼小学校</td> </tr> <tr> <td>西山新田</td> </tr> <tr> <td>南中丸2丁目</td> </tr> <tr> <td>新右門新田</td> </tr> <tr> <td></td> <td>稲荷下</td> <td>片柳中学校</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="542 1411 829 1769"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>区域名</th> <th>対象避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緑区</td> <td>大崎</td> <td rowspan="4">美園南中学校 美園中学校 大牧小学校</td> </tr> <tr> <td>大門1、2</td> </tr> <tr> <td>金崎</td> </tr> <tr> <td>神1、2</td> </tr> <tr> <td>岩槻区</td> <td>桜山</td> <td>岩槻区役所</td> </tr> </tbody> </table>	区名	区域名	対象避難所	西区	指扇領辻3	西区役所	峰岸	見沼区	大和田町1丁目	大砂土中学校	大和田町2丁目	見沼区	御蔵台	海老沼小学校	西山新田	南中丸2丁目	新右門新田		稲荷下	片柳中学校	区名	区域名	対象避難所	緑区	大崎	美園南中学校 美園中学校 大牧小学校	大門1、2	金崎	神1、2	岩槻区	桜山	岩槻区役所	
区名	区域名	対象避難所																																
西区	指扇領辻3	西区役所																																
	峰岸																																	
見沼区	大和田町1丁目	大砂土中学校																																
	大和田町2丁目																																	
見沼区	御蔵台	海老沼小学校																																
	西山新田																																	
	南中丸2丁目																																	
	新右門新田																																	
	稲荷下	片柳中学校																																
区名	区域名	対象避難所																																
緑区	大崎	美園南中学校 美園中学校 大牧小学校																																
	大門1、2																																	
	金崎																																	
	神1、2																																	
岩槻区	桜山	岩槻区役所																																

該当頁	新	旧																													
p51	<p>②避難所居室</p> <p>（一般用、高齢者用、心身障害者用、乳幼児用）</p> <p>○要配慮者については、避難所開設当初に実態を把握し、極力、本部や救護班等の近くの部屋を準備する。</p> <p>○男女別の更衣室や授乳・育児等のためのスペースの確保や配置に考慮する。</p> <p>【一般用】体育館⇒2階以上の余裕教室⇒一般教室の順。 【高齢者用・心身障害者用】1階教室。 【乳幼児用】外から見えない部屋。 【更衣室、授乳室】外から見えない部屋で、男女各1部屋。休養スペースや女性用品の配給スペースとしても活用できる。 <u>【キッズスペース】空き教室等</u> <u>※子どもの遊び場や学習のためのスペース</u></p>	<p>②避難所居室</p> <p>（一般用、高齢者用、心身障害者用、乳幼児用）</p> <p>○要配慮者については、避難所開設当初に実態を把握し、極力、本部や救護班等の近くの部屋を準備する。</p> <p>○男女別の更衣室や授乳・育児等のためのスペースの確保や配置に考慮する。</p> <p>【一般用】体育館⇒2階以上の余裕教室⇒一般教室の順。 【高齢者用・心身障害者用】1階教室。 【乳幼児用】外から見えない部屋。 【更衣室、授乳室】外から見えない部屋で、男女各1部屋。休養スペースや女性用品の配給スペースとしても活用できる。</p>																													
p53	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">生活必需品</td> <td>毛布</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（大人用）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（乳幼児用）</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶（使い捨て）</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>2,400</td> </tr> </table>	生活必需品	毛布	300	生理用品	390	紙おむつ（大人用）	40	紙おむつ（乳幼児用）	120	哺乳瓶（使い捨て）	15	トイレットペーパー	2,400	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">生活必需品</td> <td>毛布</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（大人用）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（乳幼児用）</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶（使い捨て）</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>2,400</td> </tr> </table>	生活必需品	毛布	300	生理用品	390	紙おむつ（大人用）	40	紙おむつ（乳幼児用）	120	哺乳瓶（使い捨て）	10	トイレットペーパー	2,400			
生活必需品	毛布		300																												
	生理用品		390																												
	紙おむつ（大人用）		40																												
	紙おむつ（乳幼児用）		120																												
	哺乳瓶（使い捨て）		15																												
	トイレットペーパー	2,400																													
生活必需品	毛布	300																													
	生理用品	390																													
	紙おむつ（大人用）	40																													
	紙おむつ（乳幼児用）	120																													
	哺乳瓶（使い捨て）	10																													
	トイレットペーパー	2,400																													
p53	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">開設キット</td> <td>避難所開設用書類一式</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>多言語表示シート</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者用支援ボード・シート</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>災害時優先携帯電話</td> <td>1式</td> </tr> </table>	開設キット	避難所開設用書類一式	1式	多言語表示シート	1式	聴覚障害者用支援ボード・シート	1式	災害時優先携帯電話	1式	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">開設キット</td> <td>避難所開設用書類一式</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>多言語表示シート</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者用支援ボード</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>災害時優先携帯電話</td> <td>1式</td> </tr> </table>	開設キット	避難所開設用書類一式	1式	多言語表示シート	1式	聴覚障害者用支援ボード	1式	災害時優先携帯電話	1式											
開設キット	避難所開設用書類一式		1式																												
	多言語表示シート		1式																												
	聴覚障害者用支援ボード・シート		1式																												
	災害時優先携帯電話	1式																													
開設キット	避難所開設用書類一式	1式																													
	多言語表示シート	1式																													
	聴覚障害者用支援ボード	1式																													
	災害時優先携帯電話	1式																													
p55	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">大宮 特別養護老人ホーム</td> <td>はるばてお</td> <td>社会福祉法人悠揚会</td> <td>大宮区上小町1187</td> <td>648-1010</td> </tr> <tr> <td>白菊苑</td> <td>社会福祉法人育成会</td> <td>大宮区寿能町2-21-3</td> <td>648-5571</td> </tr> <tr> <td>大宮諏訪の苑</td> <td>社会福祉法人大桜会</td> <td>大宮区三橋4-875-2</td> <td>622-7300</td> </tr> </table>	大宮 特別養護老人ホーム	はるばてお	社会福祉法人悠揚会	大宮区上小町1187	648-1010	白菊苑	社会福祉法人育成会	大宮区寿能町2-21-3	648-5571	大宮諏訪の苑	社会福祉法人大桜会	大宮区三橋4-875-2	622-7300	<table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>種別</td> <td>福祉避難所の名称</td> <td>法人名</td> <td>住所</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大宮</td> <td rowspan="2">特別養護老人ホーム</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白菊苑</td> <td>社会福祉法人育成会</td> <td>大宮区天沼町1-154-1</td> <td>648-5571</td> </tr> </table>	区	種別	福祉避難所の名称	法人名	住所	電話	大宮	特別養護老人ホーム	省略				白菊苑	社会福祉法人育成会	大宮区天沼町1-154-1	648-5571
大宮 特別養護老人ホーム	はるばてお		社会福祉法人悠揚会	大宮区上小町1187	648-1010																										
	白菊苑		社会福祉法人育成会	大宮区寿能町2-21-3	648-5571																										
	大宮諏訪の苑	社会福祉法人大桜会	大宮区三橋4-875-2	622-7300																											
区	種別	福祉避難所の名称	法人名	住所	電話																										
大宮	特別養護老人ホーム	省略																													
		白菊苑	社会福祉法人育成会	大宮区天沼町1-154-1	648-5571																										

該当頁	新					旧																																						
p56	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="151 197 225 533">特別養 護老人 ホーム</td> <td data-bbox="225 197 400 315">タムスさくらの社 見沼</td> <td data-bbox="400 197 603 315">社会福祉法人桐和会</td> <td data-bbox="603 197 743 315">見沼区東宮下 883-1</td> <td data-bbox="743 197 836 315">872-6581</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="225 315 400 434">敬寿園七里ホーム</td> <td data-bbox="400 315 603 434">社会福祉法人欣彰会</td> <td data-bbox="603 315 743 434">見沼区大谷 2022-1</td> <td data-bbox="743 315 836 434">681-7310</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="225 434 400 533">島町花の郷</td> <td data-bbox="400 434 603 533">社会福祉法人山寿会</td> <td data-bbox="603 434 743 533">見沼区島町 305</td> <td data-bbox="743 434 836 533">682-1165</td> </tr> </table>					特別養 護老人 ホーム	タムスさくらの社 見沼	社会福祉法人桐和会	見沼区東宮下 883-1	872-6581		敬寿園七里ホーム	社会福祉法人欣彰会	見沼区大谷 2022-1	681-7310		島町花の郷	社会福祉法人山寿会	見沼区島町 305	682-1165	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="849 159 895 226">区</th> <th data-bbox="895 159 967 226">種別</th> <th data-bbox="967 159 1126 226">福祉遊藝所の名称</th> <th data-bbox="1126 159 1305 226">法人名</th> <th data-bbox="1305 159 1445 226">住所</th> <th data-bbox="1445 159 1525 226">電話</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4" data-bbox="967 226 1525 315">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 315 895 495">見沼</td> <td data-bbox="895 315 967 495">特別養 護老人 ホーム</td> <td data-bbox="967 315 1126 495">見沼さくらの社</td> <td data-bbox="1126 315 1305 495">社会福祉法人桐和会</td> <td data-bbox="1305 315 1445 495">見沼区東宮下 883-1</td> <td data-bbox="1445 315 1525 495">872-6581</td> </tr> </table>						区	種別	福祉遊藝所の名称	法人名	住所	電話			省略				見沼	特別養 護老人 ホーム	見沼さくらの社	社会福祉法人桐和会	見沼区東宮下 883-1	872-6581
特別養 護老人 ホーム	タムスさくらの社 見沼	社会福祉法人桐和会	見沼区東宮下 883-1	872-6581																																								
	敬寿園七里ホーム	社会福祉法人欣彰会	見沼区大谷 2022-1	681-7310																																								
	島町花の郷	社会福祉法人山寿会	見沼区島町 305	682-1165																																								
区	種別	福祉遊藝所の名称	法人名	住所	電話																																							
		省略																																										
見沼	特別養 護老人 ホーム	見沼さくらの社	社会福祉法人桐和会	見沼区東宮下 883-1	872-6581																																							
p58	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="151 651 360 757">千年の里</td> <td data-bbox="360 651 587 757">社会福祉法人清澄会</td> <td data-bbox="587 651 743 757">岩槻区宮町 1-10-12</td> <td data-bbox="743 651 836 757">758-0200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 757 360 862"><u>ゆいの社</u></td> <td data-bbox="360 757 587 862"><u>社会福祉法人悠生会</u></td> <td data-bbox="587 757 743 862"><u>岩槻区加倉 4-15-6</u></td> <td data-bbox="743 757 836 862"><u>797-6505</u></td> </tr> </table>					千年の里	社会福祉法人清澄会	岩槻区宮町 1-10-12	758-0200	<u>ゆいの社</u>	<u>社会福祉法人悠生会</u>	<u>岩槻区加倉 4-15-6</u>	<u>797-6505</u>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="849 607 895 674">区</th> <th data-bbox="895 607 967 674">種別</th> <th data-bbox="967 607 1126 674">福祉遊藝所の名称</th> <th data-bbox="1126 607 1305 674">法人名</th> <th data-bbox="1305 607 1445 674">住所</th> <th data-bbox="1445 607 1525 674">電話</th> </tr> <tr> <td data-bbox="849 674 895 853">岩槻</td> <td data-bbox="895 674 967 853">特別養 護老人 ホーム</td> <td data-bbox="967 674 1126 763">ひなの社</td> <td data-bbox="1126 674 1305 763">社会福祉法人春の木会</td> <td data-bbox="1305 674 1445 763">岩槻区裏徳恩寺 51-1</td> <td data-bbox="1445 674 1525 763">796-3711</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="967 763 1126 853">千年の森</td> <td data-bbox="1126 763 1305 853">社会福祉法人清澄会</td> <td data-bbox="1305 763 1445 853">岩槻区宮町 1-10- 12</td> <td data-bbox="1445 763 1525 853">797-6505</td> </tr> </table>						区	種別	福祉遊藝所の名称	法人名	住所	電話	岩槻	特別養 護老人 ホーム	ひなの社	社会福祉法人春の木会	岩槻区裏徳恩寺 51-1	796-3711			千年の森	社会福祉法人清澄会	岩槻区宮町 1-10- 12	797-6505							
千年の里	社会福祉法人清澄会	岩槻区宮町 1-10-12	758-0200																																									
<u>ゆいの社</u>	<u>社会福祉法人悠生会</u>	<u>岩槻区加倉 4-15-6</u>	<u>797-6505</u>																																									
区	種別	福祉遊藝所の名称	法人名	住所	電話																																							
岩槻	特別養 護老人 ホーム	ひなの社	社会福祉法人春の木会	岩槻区裏徳恩寺 51-1	796-3711																																							
		千年の森	社会福祉法人清澄会	岩槻区宮町 1-10- 12	797-6505																																							
p63~4	<p data-bbox="464 1032 512 1077">メモ</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					メモ欄追加																																						